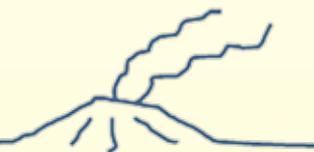


自殺対策は「生きる支援」



# 鹿児島市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない  
いのち支える鹿児島市をめざして～



鹿児島市

# はじめに



我が国の自殺者数は、平成10年以降、年間3万人を超える状態が続いていましたが、平成21年以降は減少傾向にあり、平成28年には約2万2千人となっております。その一方で、他の先進国と比べ自殺死亡率は高い水準にあり、依然として深刻な状態が続いています。

このような中、本市では、平成20年度から自殺対策事業に取り組むとともに、自殺予防の啓発や自殺対策を担う人材の育成、安心安全なまちづくりを目指し、平成25年度には、自殺対策をセーフコミュニティにおける重点分野の一つと位置づけ、関係機関や庁内の関係部署と連携・協力のもと、各種施策を積極的に進めてまいりました。

そしてこの度、改正自殺対策基本法（平成28年4月施行）において、全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられたことを機に、「鹿児島市自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのないのち支える鹿児島市を目指して～」を策定いたしました。

本計画では、市民が健康で生きがいを持って、地域で安心して暮らすことのできる「いのち支える鹿児島市」を目指し、本市のこれまでの自殺対策の取組をさらに全庁的に展開し、総合的に推進することとしています。

今後は、本計画のもと、国、県をはじめ、関係機関との連携をさらに強化するとともに、市民の皆様と一体となった取組を展開してまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やお力添えを賜りました鹿児島市自殺予防対策委員会の委員の皆様をはじめ、パブリックコメント手続きにご協力いただきました市民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

鹿児島市長 森 博幸

# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
5. 計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

## 第2章 鹿児島市の自殺の現状

1. 10のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
2. 自殺者数と自殺死亡率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
3. 中核市の自殺死亡率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
4. 年代別自殺者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
5. 年齢階級別の死因順位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
6. 年代別・性別の自殺死亡率と自殺者数・・・・・・・・ P 7
7. 同居人の有無別・性別・年代別の自殺死亡率と自殺者数 P 8
8. 男女別にみた有職者と無職者の割合とその内訳 P 8
9. 仕事の有無別・性別・年齢階級別の自殺死亡率 P 9
10. 対策が優先されるべき対象群・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

## 第3章 自殺対策における取組

1. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
  - (1) 生きることの包括的な支援として推進・・・・・・・・ P 10
  - (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開 P 10
  - (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動 P 11
  - (4) 実践と啓発を両輪として推進・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
  - (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進 P 11
2. 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
3. 5つの基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
  - 基本施策1 地域におけるネットワークの強化・・・・・・・・ P 13
  - 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成・・・・・・・・ P 14
  - 基本施策3 市民への啓発と周知・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16
  - 基本施策4 生きることの促進要因への支援・・・・・・・・ P 18
  - 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 P 19
4. 3つの重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20
  - 重点施策1 生活支援と自殺対策の連動・・・・・・・・ P 20
  - 重点施策2 高齢者の自殺対策の推進・・・・・・・・ P 23
  - 重点施策3 勤務問題に関わる自殺対策の推進 P 27

## 第4章 自殺対策の推進体制

自殺対策の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P29

### 資料編

資料1 関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P31

資料2 生きる支援関連施策一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P32

資料3 相談窓口一覧（無料相談窓口カード掲載先）・・・・・・・・P43

（注）本書の元号については、本計画策定時点のものを使用しております。